

『日野市ユニバーサルデザイン推進条例』 計画届出書の対象について



建築基準法改正(2019年6月)により、用途変更の確認申請が不要となる面積要件が、従来の100㎡超から「**200㎡超**」に引き上げられました。(建基法第6条第1項第1号)

※「確認申請が不要」な場合でも法律に適合する必要があります。

建築確認申請が不要な場合でも、変更後の用途によってUD条例の届出が必要となります。

【1】建築物の用途の考え方

ユニバーサルデザイン推進条例(以下、UD条例)の類似用途は建築基準法による類似の用途と異なります。用途変更は、UD条例の義務基準への適合や計画届出書が必要になります。

例)「物販店→飲食店」「診療所→保育園」等 / その他の例)「事務所→福祉施設」等

【2】増築・改築・大規模改修・用途変更の際の適用範囲

特定都市施設を増築・改築・大規模の改修又は用途変更(以下、増築等)する場合の遵守基準は、以下の部分に限り適用する。

該当項目	
①	増築等に係る部分 増築・改築・大規模の模様替え又は用途変更する部分
②	経路(1) 道等から増築等に係る部分の利用居室・各住戸又は一般客室までの1つ以上の経路を構成する出入口・廊下等・階段・傾斜路・エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
③	便所 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する便所
④	経路(2) 増築等に係る部分の利用居室(①に利用居室が設けられていないときは道等)から、車椅子使用者便所(③が設けられるものに限る)までの1つ以上の経路を構成する出入口・廊下等・階段・傾斜路・エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
⑤	駐車場 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する駐車場
⑥	経路(3) 車椅子使用者駐車施設(⑤が設けられるものに限る)から増築等に係る部分の利用居室(①に利用居室が設けられていないときは道等)又は一般居室までの1つ以上の経路を構成する出入口・廊下等・階段・傾斜路・エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

遵守義務及び届出のみに適用
努力義務及び適合証交付の適用範囲は、既存部分も含めた建築物全体となる

